

労働争議の調整

1 概 況

令和3年中に取り扱った調整事件は5件であり、全て新規申請であった（※1）。

新規申請事件5件の内訳は、申請者別では組合が4件、使用者が1件であった。

業種別では、製造業が1件（食料品製造業1）、サービス業が1件（職業紹介・労働者派遣業1）、運輸業が1件（道路貨物運送業1）、その他が2件（医療・福祉2）であった。

調整事項別では、団交促進が2件、経営・人事が3件であった。

係属した5件全てが年内に終結した。終結した5件の内訳は、解決2件、打切り2件、取下げ1件、所要日数（調整員の指名から終結までの日数）は最短が34日、最長が68日で、平均所要日数は52日であった。

調整事件の推移

区分	項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
係属	前年からの繰越	0	2	0	0	0
	新規申請	9	5	4	11	5
	計	9	7	4	11	5
申請者	労働組合 (うち争議団)	8 (0)	4 (0)	4 (0)	11 (1)	4 (0)
	使用者	1	1	0	0	1
	労使連名申請	0	0	0	0	0
	計(※2)	9	5	4	11	5
業種 (※3)	建設業	0	0	0	0	0
	製造業	1	1	3	3	1
	運輸業	2	1	0	1	1
	卸売・小売業	1	0	0	2	0
	サービス業	2	1	0	2	1
	その他	3	2	1	3	2
計(※2)	9	5	4	11	5	
調整事項	賃金等	2	0	1	3	0
	給与以外の労働条件	0	0	1	0	0
	団交促進	4	1	2	4	2
	経営・人事	3	4	0	3	3
	その他	0	0	0	1	0
計(※2)	9	5	4	11	5	
終結状況	解決	2	4	1	5	2
	打切り	3	3	3	5	2
	取下	2	0	0	1	1
	不開始	0	0	0	0	0
	移管	0	0	0	0	0
	翌年への繰越	2	0	0	0	0
計	9	7	4	11	5	
終結事件の平均所要日数		44	55	27	68	52

※1 調整種別は、全て「あっせん」である。

※2 申請者別、業種別、調整事項別の件数は、新規申請分の件数である。

※3 「業種」のうち「サービス業」は第6章資料8の産業区分記号L・M・N・Q・Rに対応し、また「その他」は同O・P・S・Tに対応する。

2 労働争議調整事件一覧表

通 番	事 件 番 号	調 整 区 分	申 請	人 数		業 種	調 整 事 項	事 件 概 要	調 整 結 果	申 請 年 月 日 (指 名 年 月 日) 終 結 年 月 日	調 整 回 数	処 理 日 数 (所 要 日 数)
				組 合 員	従 業 員							
1	3 (調) 1	あっせん	労	3	250	製造業(食料 品製造業)	団交促進	団交実施方法(対面・オンライン) の確立を求めた事件。組合が会社 の要求(オンライン)を受け入れ、 申請が取下げられた。	取下げ	3. 4. 22 (3. 4. 26) 3. 6. 29	0	69 (65)
2	3 (調) 2	あっせん	使	15	46	医療・福祉 (社会保険・ 社会福祉・介 護事業)	団交促進	組合員の懲戒処分に関する団交の 円滑な実施を求めた事件。団交事項 の解決を中心に調整を図った。	解決	3. 5. 31 (3. 6. 1) 3. 7. 19	1	50 (49)
3	3 (調) 3	あっせん	労	54	28	医療・福祉 (社会保険・ 社会福祉・介 護事業)	雇止めに対 する補償等	有期雇用契約の不更新は不当であ るとして、補償等の支払を求めた事 件。被申請者は、不応諾の意向を示 した。	打切り (不応諾)	3. 6. 10 (3. 6. 14) 3. 7. 29	0	50 (46)
4	3 (調) 4	あっせん	労	111	500	サービス業 (職業紹介・ 労働者派遣 業)	解雇撤回	有期雇用契約期間中の解雇は不当 であるとして、雇用期間満了分の賃 金相当の支払を求めた事件。被申請 者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	3. 6. 14 (3. 6. 17) 3. 7. 20	0	37 (34)
5	3 (調) 5	あっせん	労	53	3,662	運輸業(道路 貨物運送業)	事故反省金 支払請求撤 回	事故を起こしたことに対する反省 金支払請求の撤回を求めた事件。 当事者間で誠意を持って協議する ことを中心に調整を図った。	解決	3. 7. 28 (3. 7. 29) 3. 10. 4	1	69 (68)

(注) 1 申請欄の「労」は労働組合の申請、「使」は使用者の申請、「双」は双方の申請、「職」は職権によるもの。

2 指名年月日とは、調整員を指名した日をいう。

3 処理日数は申請から終結までの日数。(所要日数)は調整員の指名から終結までの日数。

3 終結事件の調整概要

事件番号	令和3年(調)1号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y (製造業(食料品製造業))
申請年月日	令和3年4月22日	指名年月日	令和3年4月26日
終結年月日	令和3年6月29日	終結事由	取下げ
調整事項	団体交渉促進		

○ 事件の概要

申請者は、令和3年3月19日、被申請者工場内の会議室を会場として指定し、組合員の正社員登用や社会保険未加入期間に関する団交を申し入れたところ、被申請者の代理人弁護士(東京で勤務している。)から、新型コロナウイルス(以下「コロナ」という。)感染リスクを理由にオンラインによる団交を条件として提示された。

申請者としては、代理人弁護士とはオンラインで団交を行うことは可能であるが、被申請者工場長とは工場内の会議室において対面で団交を行いたい旨伝えたが、代理人弁護士からコロナ感染リスクを理由に工場内の会議室において対面の団交を受け入れることはできない旨連絡があった。

申請者は、団交の開催方法に関する被申請者との交渉に進展がないため、あっせんに申請した。

○ 申請者(労働組合)側の主張

- ・被申請者工場内の会議室で対面による団交を求める。
- ・被申請者工場長と申請者執行委員長、組合員は同じ職場で働いており、被申請者が対面による団交に応じずオンラインによる団交を求めていることには合理的な理由がない。

○ 被申請者(使用者)側の主張

- ・あっせんでの解決を望まないため、あっせんには参加しない。

○ 結果

当事者双方への事務局調査の終了後、申請者からオンラインによる団体交渉を受け入れる旨連絡があり、後日あっせん申請取下書が提出され、本件は終結した。

事件番号	令和3年(調)2号	調整区分	あっせん
申請者	特定非営利活動法人Y (医療・福祉(社会保険・社会福祉・介護事業))	被申請者	Xユニオン
申請年月日	令和3年5月31日	指名年月日	令和3年6月1日
終結年月日	令和3年7月19日	終結事由	解決
調整事項	団体交渉促進		

○ 事件の概要

被申請者組合員は、有期雇用労働者として、申請者で勤務していた。

申請者は、組合員の勤務期間中に発生した組合員と事業の利用者との人間関係を問題視し、組合員に対して諭旨退職処分を下したが、所定の期間内に組合員から退職の申出がなかったため、有期雇用契約満了の約1か月前に組合員を懲戒解雇とした。

なお、組合員の処分に関し、個人情報をもとにした内容で新聞に掲載された。

申請者と被申請者は、組合員の懲戒解雇の妥当性、報道提供の妥当性等について、2度の団交を実施したが、十分な話し合いはできないまま終了となってしまったため、申請者は、円滑な団交の実施といった団交促進等を求めて本件あっせんで申請した。

○ 申請者（使用者）側の主張

- ・事業の利用者との人間関係の問題に関し、事前に注意喚起していた。
- ・本件事案を隠すことは不相当と考え、処分について報道提供した。
- ・団交では、組合側に話し合うという姿勢が感じられない。

○ 被申請者（労働組合）側の主張

- ・事業の利用者との人間関係の問題に関し、事前に明確な注意喚起はなかった。
- ・処分について報道提供したのは、嫌がらせが目的である。
- ・団交において、使用者側の出席者が多く、平常心で交渉できなかった。

○ 結果

あっせん事項は団交促進であったが、双方の同意を得て、団交の原因事項の解決を図った。

双方から解決内容の意向を確認し、解決金額の調整や懲戒解雇及び報道提供の妥当性等について確認・調整をした結果、解決金の支払や懲戒解雇の撤回等を内容とした和解に至り、事件は解決した。

事件番号	令和3年(調)3号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y (医療・福祉(社会保険・社会福祉・介護事業))
申請年月日	令和3年6月10日	指名年月日	令和3年6月14日
終結年月日	令和3年7月29日	終結事由	打切り(不応諾)
調整事項	雇止めに対する補償等		

○ 事件の概要

申請者組合員は、令和2年8月、被申請者に、有期でフルタイム勤務の介護福祉士として入職したが、その後、何度か被申請者から「今後は契約を更新しない」旨告げられ、令和3年2月にうつ病等を発症した。

令和3年2月、申請者は被申請者に対して組合員の雇止めに関する団交を申し入れた。

令和3年3月、申請者と被申請者は、解決金の支払(社会保険料や傷病手当金を考慮した金額)や、雇用契約期間の延長等について口頭で合意した。

しかし、令和3年4月、被申請者の代理人弁護士から「これまでの提案をすべて撤回する」旨通知があった。被申請者の対応に不満を持った申請者は、組合員に対する賃金12か月分の支払を求めて本件あっせんに申請した。

○ 申請者(労働組合)側の主張

- ・被申請者は、組合員との雇用契約の更新について、一定期間における組合員の仕事ぶりを見て判断すると説明しており、組合員には、雇用継続を期待する合理的な理由がある。
- ・被申請者の対応により雇止めに関する交渉が長引いたこと、組合員の体調面の問題で直ぐに再就職できない状態であることから、当面の生活保障として賃金12か月分の支払を求める。

○ 被申請者(使用者)側の主張

- ・あっせんでの解決を望まないため、あっせんには参加しない。

○ 結果

被申請者に対し、あっせんのメリット等を伝えつつあっせん応諾を促したものの、被申請者の不応諾意思が強固であったため、これ以上の調整は困難として打切りを決定した。

事 件 番 号	令和3年(調)4号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	株式会社Y (サービス業(職業紹介・労働者派遣業))
申請年月日	令和3年6月14日	指名年月日	令和3年6月17日
終結年月日	令和3年7月20日	終 結 事 由	打切り(不応諾)
調 整 事 項	解雇撤回		

○ 事件の概要

申請者組合員(外国人)は、被申請者に1か月契約の有期雇用労働者として勤務していた。勤務開始から約2週間後、組合員の派遣先業務が終了となり、組合員と被申請者は新たな派遣先について話し合ったが、派遣先は決まらず、組合員は採用から2週間後に解雇となった。申請者と被申請者は、組合員の解雇について話し合い、申請者は残りの労働契約期間分の賃金相当の支払を要求したが、被申請者はこれに応じず、交渉が進展しないため、申請者は、解雇撤回(解雇撤回を前提として残りの労働契約期間分の賃金相当の支払)を求めてあっせんに申請した。

○ 申請者(労働組合)側の主張

- ・有期雇用労働者を契約期間中に解雇をする場合、「やむを得ない事由」が必要であるが、解雇に相当する事実はなく、解雇は不当である。
- ・新たな派遣先の紹介について被申請者は積極的でなく、派遣されなかった。
- ・解雇撤回を前提に雇用契約期間満了までの賃金相当の支払を求める。

○ 被申請者(使用者)側の主張

- ・あっせんでの解決を望まないため、あっせんには参加しない。

○ 結果

被申請者に対し、あっせんのメリット等を伝えつつあっせん応諾を促したものの、被申請者の不応諾意思が強固であったため、これ以上の調整は困難として打切りを決定した。

事件番号	令和3年(調)5号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	Y株式会社 (運輸業(道路貨物運送業))
申請年月日	令和3年7月28日	指名年月日	令和3年7月29日
終結年月日	令和3年10月4日	終結事由	解決
調整事項	事故反省金支払請求撤回		

○ 事件の概要

申請者組合員は、平成30年8月、3か月更新の有期雇用労働者のドライバーとして被申請者に入職した。

申請者組合員は、令和2年の業務中に2度、対物接触事故を起こし、被申請者から反省金を徴収する旨書かれた書類に署名を求められたが、根拠となる「車両事故反省金規定」の教示がされていないこと等を理由として、署名及び支払を拒否した。

4月29日、組合員は申請者に加入し、申請者は被申請者に対し、事故反省金支払請求撤回等を求めて団体交渉を申入れた。団体交渉は、5月～7月中旬に3回行われたが、申請者は被申請者の対応が不誠実であり、事故反省金の支払に関する交渉について進展がないと考え、本件あっせんで申請した。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・被申請者からの、組合員に対する車両事故反省金請求は、労働基準法第16条（賠償予定の禁止）違反である。また、根拠となる規定の交付や教示がされていない。
- ・事故反省金支払請求撤回等を求めて団体交渉を3回実施したが、被申請者側は実質的な決定権のない者が出席するなど、不誠実な対応であった。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・車両事故反省金規定については、これを基準ととらえ、業務管理委員会において金額を決定し、当事者の了解を得て徴収している。また、賠償金ではなく、事故の再発防止のための啓発に充てるために徴収している。よって、労働基準法第16条違反ではない。
- ・団体交渉出席者は、交渉権限が与えられた者である。申請者からの要求や質問に対しては、社内で検討し、遅延なく、誠実に回答を行った。

○ 結果

あっせんにおいては、組合員の復職や事故反省金の支払要否について、双方が引き続き協議を行うよう調整や働きかけを行った。

その結果、調整事項について、双方が誠実に協議をする旨合意に至り、事件は終結した。

4 労働争議実情調査

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した際に必要に応じ実施している。特に、争議行為予告通知が義務付けられている公益事業については、県民生活へ大きな影響を及ぼすことが予測されるため、争議予告通知を受けたときに速やかに調査することとしている。

当労委では、当労委に直接争議予告の通知があったもののほか、中央労働委員会に通知された争議予告のうち、県内事業所において解決が図られる見込みのある争議について、調査を実施している。

令和3年中に実施した調査件数は72件である。

業種別にみると、医療業が33件と最も多く、次いで道路貨物運送業12件、鉄道業・道路旅客運送業10件、港湾業9件、廃棄物処理業4件、郵便・電気通信業3件、電力業1件であった。

また、交渉事項別では、賃上げが52件と最も多く、次いで年末一時金11件、夏季一時金2件となっている。

労働争議実情調査の推移

区分	項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
件数	前年からの繰越	33	15	11	15	23
	新規	53	49	39	36	49
	計	86	64	50	51	72
業種	鉄道業・道路旅客運送業	8	10	8	9	10
	道路貨物運送業	17	13	12	9	12
	医療業	47	29	20	24	33
	廃棄物処理業	6	5	4	3	4
	郵便・電気通信業	4	3	2	2	3
	電力業	2	2	1	2	1
	港湾業	2	2	3	2	9
	計	86	64	50	51	72
交渉事項	賃上げ	42	35	36	42	52
	年間臨給	6	5	0	0	0
	夏季一時金	9	2	4	2	2
	年末一時金	26	17	9	6	11
	労働条件の改善	0	0	1	1	0
	その他	3	5	0	0	7
	計	86	64	50	51	72